

## 資料3 保護命令の申立ての流れ

保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者※に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

※ 「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含まれます。

## 保護命令の種類

内閣府ホームページ「保護命令制度に関するパンフレット」から抜粋

### 被害者への接近禁止命令

1年間

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

### 被害者への接近禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早期（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

### 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子（被害者と同居する未成年の子）の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

### 被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早期（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

### 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等（※）の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族（成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

### 退去等命令

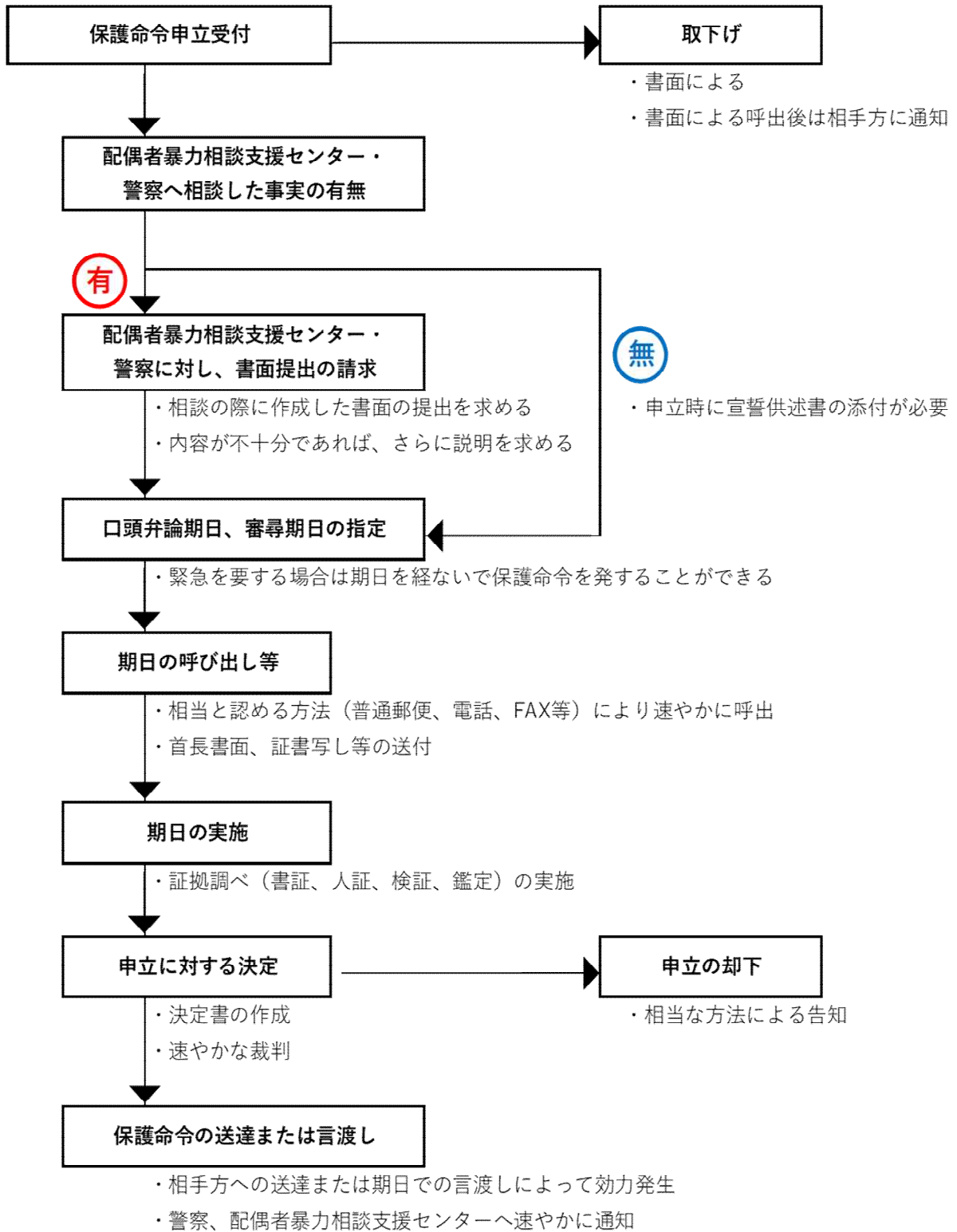
2か月間

※

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

## 保護命令申立てのながれ



## 保護命令申立ての方法

保護命令の申立ては、申立書や添付書類を管轄の地方裁判所に提出して行います。

### ア 保護命令申立書

次のことを書いてください。

- **当事者（申立人と相手方）の氏名と住所**
  - ※申立人が相手方の暴力を逃れて本来の住所から一時避難している場合には、それまで生活の本拠にしていた本来の住所を記載。
  - ※代理人として弁護士に申立ての手續を委任した場合、代理人の氏名及び住所も記載。
- **申立ての趣旨**

発令してほしい保護命令の内容を記載。
- **相手方から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況**

いつ、どこで、どのように相手方から暴力又は脅迫を受けたかなど状況を記載。
- **生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい事情**

例えば、相手方が繰り返し暴力を振るうそぶりを見せること、申立人の職場を訪ねて脅迫することなどの事情が考えられます。
- **配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）・警察に相談した事実等**
  - ・相談等をした機関の名称
  - ・相談等をした日時・機関
  - ・相談等の内容
  - ・相談等に対してとられた措置

※DV相談支援センターや警察に相談をしていない場合には、宣誓供述書を添付。

申立人の子への接近禁止命令の申立てを行う場合は、以下も書いてください。

- **子の氏名及び出生の年月日**
- **子に関して、申立人が相手方と面会することを余儀なくされることを防止するために保護命令を発する必要があると認めるに足る事情**
  - ※ 例えば、相手方が子の幼稚園や学校で子の引渡しを要求していることなどから、相手方が子を連れ戻す疑いがあり、これが現実化したときに申立人が子の身上の監護のために相手方に会いに行かざるを得なくなり、申立人の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあるような場合など。

申立人の親族等への接近禁止命令の申立てを行う場合は以下も書いてください。

- **親族等の氏名及び申立人との関係**

（当該親族等が申立人の子である場合は出生の年月日）
- **親族等に関して申立人が相手方と面会することを余儀なくされることを防止するために保護命令を発する必要があると認めるに足る事情**
  - ※ 例えば、申立人の親族等の自宅に押し掛けて「申立人を出せ」と大きな声で叫び続ける行為など、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることなどから、申立人がその親族等に関して相手方に会いに行かざるを得なくなり、その結果、申立人の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあるような場合など。

## イ 付属書類

- 宣誓供述書（DV相談支援センターや警察に相談をしていない場合のみ）  
※相手方からの暴力を受けた状況等の所定の事項を記載した宣誓供述書  
（公証人の前でその記載が真実であると宣誓した上で署名・捺印をした証書）を添付する必要があります。
- 弁護士が代理する場合は委任状
- 主張書面及び書証の写し
- 被害者と相手方の関係が確認できる書類  
（戸籍謄本・住民票、内縁関係の場合をれを証する資料等）
- 暴力・脅迫を受けたことを証する資料（診断書や負傷部位の写真等）

## ウ 保護命令の申立手数料

印紙代及び郵送代（R1.10月時点）

印紙 1,000 円  
郵便切手 2,259 円  
（内訳）  
500 円×2 枚、100 円×10 枚  
84 円×1 枚、 20 円×5 枚  
10 円×7 枚、 5 円×1 枚

※詳しくは、地方裁判所に問い合わせして下さい。